

平成30年度事業計画

I. 会議関係

1 理事会・評議員会・監事会

会議名	開催回数	開催月
理事会	3回	6月・1月
評議員会	2回	6月・2月
監事会	2回	5月・11月

2 委員会

委員会名	開催回数	開催月
給水装置工事主任技術者試験委員会	2回	5月・11月
同上 幹事委員会	3回	6月・7月
同上 選定委員会	1回	8月
機関誌編集委員会	2回	4月・10月

II. 事業関係

1 給水装置工事主任技術者試験実施事業

1) 平成30年度給水装置工事主任技術者国家試験事業

水道法(昭和32年法律第177号)に基づき、指定試験機関(平成9年5月2日衛水第173号)として給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を下記のとおり実施する。

試験会場運營業務については、経費の削減を図るため、引き続き3か所(沖縄・東北・北海道)を直営により実施する。また、試験会場での喫煙防止対策について、仙台、千葉、名古屋の試験会場は、敷地内及び周辺道路も含め、全面禁煙のため、受験票に禁煙厳守事項を明記するとともに、試験当日の警備員の増強による巡視強化を行うなど、引き続き試験会場での禁煙の徹底を図る。

また、試験監督業務については、個人への委嘱から団体委託への移行を進め、業務の適正化・合理化に努める。

なお、受験者の合格率・正答率の向上を目指して、平成27年度から実施してきた「改訂給水装置工事技術指針」の受験者限定・期間限定割引を平成30年度も行うこととし、一層の普及促進に努める。

(1) 試験の実施予定

- ① 試験予定日 平成30年10月28日(日)
- ② 試験予定地 全国8地区、10試験地
[北海道、東北、関東(3試験地)、中部、関西、
中国四国、九州、沖縄]
- ③ 受験予定者数 17,100名(前年度予算16,700名)

2) 給水装置工事主任技術者免状交付受託事業

給水装置工事主任技術者免状交付事務については、給水装置工事主任技術者試験に関する一連の業務として、厚生労働省から引き続き受託する予定である。

3) 給水装置工事主任技術者免状の未申請者対策事業(新規)

給水装置工事主任技術者の免状申請資格者(試験合格者と経過措置講習受講者)は平成29年11月末現在(29年度試験合格者を除く)で約29万4千8百名であり、そのうち免状を申請し交付を受けた主任技術者は約28万8千3百名で、約6千5百名が免状未申請の状況である。

その内訳は、約5千名がおよそ20年前に免状申請資格を取得した経過措置講習会の受講者であり、残りの1千5百名は平成9年度からの国家試験合格者である。

一方、給水装置工事主任技術者の技術の維持向上については課題となっており、研修や講習会等の充実が求められているが、10年以上の年月を経過した者が免状交付申請を行い、免状交付を受けて給水装置工事に携わることは、最新の技術を習得した者が給水装置工事を行うという主任技術者制度の趣旨に合致しない恐れがある。

このため、免状申請資格者で長期間を経過しても免状申請を行わない者について、その理由等について調査を行い、対応策を検討する。

2 給水装置工事主任技術者研修等事業

1) 給水装置工事主任技術者証発行事業

給水装置工事主任技術者には、希望に応じ携帯用顔写真入り主任技術者証を有償発行する。

発行予定者数については、平成20年度から技術者証の写真の書換え期限を10年と明記したことから、平成30年度は、前年度予定数に加えて、平成20年度の発行数約5千件と水道法改正を見据えた平成19年度以前の技術者証取得者の書換え増加を見込んだ。

また、水道法改正法案が成立すれば、指定工事店の更新申請時に水道事業者が給水装置工事主任技術者の研修受講状況の確認を求めることが想定されるため、電子申請から講習受講および効果測定を経て技術者証発行までのシステムを構築することとする。

・発行予定者数 11,360名（前年度予算 3,720名）

2) 給水装置工事主任技術者研修事業

当財団ホームページにおいて、給水装置工事主任技術者の技術水準の維持向上を目的にeラーニング研修講座を開設している。

厚生労働省が平成29年第193回国会に提出（平成29年3月7日）していた「水道法の一部を改正する法律案」には、指定給水装置工事事業者の技術的水準等を確保するため、指定給水装置工事事業者制度の指定について、5年の更新制を導入することが含まれている。

しかし、平成29年9月28日に衆議院が解散したことにより継続審議扱いとなっていた同法案は廃案となったが、厚生労働省は次期国会に再提出することとしている。同改正法案が成立すれば、水道事業者は、指定工事店の指定更新にあたっては、「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」の平成28年11月の報告を踏まえて、給水装置工事主任技術者の研修受講状況を確認すること等が求められることになる。当財団としては関係団体と協議しながら、給水装置工事主任技術者が習得しておくべき最新の技術などを加えた研修教材と学習成果判定手法を含む高度なeラーニングシステムを構築する。これによるeラーニングを履修した主任技術者に主任技術者証を有償発行することとする。

3 給水装置工事配管技能者養成事業

1) 給水装置工事配管技能検定会事業

水道法施行規則の第36条第2号に定める「技能を有する者」を養成するため、給水装置工事配管技能検定会を下記のとおり実施する。

平成29年4月より、これまで検定合格者に発行していた「合格証書」を改め、カードタイプの携帯用顔写真入り「給水装置工事配管技能者証」を発行しており、有効期限についても10年から5年に変更している。

また、平成28年11月に提出された専門委員会の提言では、水道事業者は、給水装置工事における「技能を有する者」の配置状況及びその資格について確認することを求めている。このことから、配管技能検定会を開催していない地域の水道事業者を重点的に訪問し、「技能を有する者」を養成することを目的とした配管技能検定会の開催を要請し、水道法改正時には各水道事業者の条例改正と併せ、供給規程等への明示についても要請することにより、検定合格者の社会的位置づけの明確化に継続して努めるとともに、配管技能検定会のPRを行う。

(1) 給水装置工事配管技能検定会の実施予定

受検予定者数 計 1,200名 (前年度予算1,500名)

① 全国標準検定

給水装置工事について2年以上の実務経験を有する者を対象として、配水管の分岐穿孔と3管種の給水管の切断・接合・組立に関する検定を行う。

なお、指定の資格を取得している場合は、実技課程における3管種の給水管の切断・接合・組立が免除となる。

・受検予定者数 1,120名 (前年度予算1,325名)

② 地域オプション検定

水道事業者により、採用している給水管種及び分岐穿孔の工法が異なっていることから、その地域の要請に応じた検定を行う。

・受検予定者数 20名 (前年度予算 35名)

③ ポリエチレン管検定

近年、水道配水用ポリエチレン管が給・配水管として普及してきたことから、これに対応できる配管技能者を養成するため、ポリエチレン管検定を行う。

・受検予定者数 60名 (前年度予算 140名)

(2) 給水装置工事配管技能者証の発行

これまで、当財団が発行していた「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」、「給水装置工事配管技能検定合格者証」及び「給水装置工事配管

技能者認定証」について、「給水装置工事配管技能者証」に統一した。

① 給水装置工事配管技能検定合格者

給水装置工事配管技能検定会の合格者全員に対して、「給水装置工事配管技能者証」を発行する。

・発行予定者数 1, 0 2 0 名（前年度予算 1, 3 5 0 名）

また、有資格者の希望に応じて、「給水装置工事配管技能者証」を有償発行する。

なお、発行予定者数は、平成 2 9 年 3 月以前の検定合格者への新規発行、有効期限満了による更新及び再発行を含む件数である。

・発行予定者数 6 4 0 名（前年度予算 5 2 0 名）

② 給水装置工事配管技能資格者の認定

給水装置工事配管技能者認定協議会（平成 2 5 年 3 月解散、その後の事務は当財団が引き継ぐ）が認定した水道事業者等が付与した資格に該当する有資格者の希望に応じて、「給水装置工事配管技能者証」を有償発行する。

平成 1 5 年 6 月を最後に、水道事業者等から申請があった資格について、給水装置工事配管技能者認定協議会が認定した資格は 1 8 4 件、有資格者数は約 6 万 2 千名であるが、平成 2 9 年 1 2 月末現在、給水装置工事配管技能者認定証の保有者数は約 1 万 5 千名（保有率は約 2 4 %）となっている。

このことから、今後、未申請者については、“一定期間を経過した有資格者は、その効力を失う“等の制度を設けるなどにより、申請を促すとともに未申請者の整理に努める。

なお、発行予定者数は、有資格者への新規発行、有効期限満了による更新及び再発行を含む件数である。

・発行予定者数 2 6 0 名（前年度予算 1 8 0 名）

4 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発事業

1) 調査研究助成事業

給水装置工事技術の開発普及等を目的とし、研究者または団体を対象に調査研究費の助成を行う。

2) 新水道ビジョンに示された方策に関する事業

平成29年度に引き続き、新水道ビジョンに示された「給水装置工事に起因する事故の大幅な減少を目指した工事関係者のレベルアップと人材育成、及び配水管の分岐部から水道メーターまでの耐震性強化のための技術の向上」に関し、次のとおり取り組む。

(1) 工事関係者のレベルアップと人材育成

平成26年度から27年度にかけて実施した水道事業者等への給水装置の事故事例のアンケート調査を基に、工事関係者の給水装置の知識のレベルアップと人材育成に広く活用できるよう、アンケート調査結果（平成28年4月記者発表）を再編集（個人情報削除等）し、H. Pに掲載、公開する。

(2) 耐震性強化のための技術の向上

配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置の耐震性の向上に資することを目的として、平成28年9月に「東日本大震災給水装置被害状況調査報告書」を作成した。平成30年度は、この報告書と同様の手法を用いて、平成28年4月に発生した熊本地震の給水装置の被害状況調査の結果を報告書としてまとめるとともに、活用してもらうためにPRに努める。また、2件の「報告書」の作成時に収集した写真を編集し、給水装置の耐震性向上のための技術開発に活用できるよう希望者に有償配布、公開する。

3) 普及啓発事業

(1) 機関誌「きゅうすい工事」の発行事業

- ・発行部数 3,400部/回（年2回）
- ・発行月 平成30年7月（夏季号）・平成31年1月（新年号）

(2) 給水装置工事に関する参考図書発行事業

- ・改訂給水装置工事技術指針

（平成25年4月発刊、平成27年4月2刷発刊）

平成27年度から給水装置工事主任技術者試験の受験者限定割引として、期間限定により5,000円で販売し、一層の普及促進に努めているところであり、平成30年度も引き続き受験者限定割引を実施する。

- ・給水装置の事故事例に学ぶ

（平成23年8月発刊、平成27年7月3刷発刊）

- ・東日本大震災給水装置被害状況調査報告書

（平成28年9月発刊）

- ・熊本地震給水装置被害状況調査報告書
(平成30年10月発刊を含め、検討している。)

5 国際技術協力事業

当財団は、給水装置工事に係る国際技術協力として、平成27年度から公益社団法人日本水道協会がJICA（独立行政法人国際協力機構）より受託し実施しているJICA課題別研修に職員を講師として派遣しているところであり、今後も講師派遣を含め、JICA等を通じて積極的に国際技術協力に参画する。